

警備員等の検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和八年五月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

一 検定に係る警備業務の種別及び級

規則第一条第二号に規定する施設警備業務に係る二級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

令和八年九月七日（月）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。）

(二) 実施場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階正面入口において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

令和八年十月十三日（火）午前九時から午後五時まで
なお、受験者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

岐阜県瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所地を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受験者については、試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(四) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(二) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

令和八年八月三日（月）から同年八月十四日（金）までの午前九時から午後四時まで（土曜日及び日曜日を除く）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切る。

2 申請先

次のいずれかの警察署生活安全課とする。

- (一) 岐阜県内に住所地を有する者にあつては、当該住所地を管轄する警察署
- (二) 岐阜県外に住所地を有し、岐阜県内に所在する営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別表第一号）	一通
添付書類	一通
(一) 岐阜県内に住所地を有する者は、当該住所地を疎明する書面	
(二) 岐阜県外に住所地を有し、岐阜県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所に属することを疎明する書面	
写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）	二枚

4 受検手数料

一六、〇〇〇円（検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については返還しない。）

5 オンラインによる申請

デジタル庁が運営するe-Gov電子申請によるオンライン申請も可とするが、1の受付期間に、2の申請先にて受検手数料の納付をした時点をもって受付とする。

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は受検を認めない。）、身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具及び体育館シューズ
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一―二四二四 内線三〇二六